

〈資料紹介〉

青森地方職業紹介事務局『労力供給請負業ニ関スル調査』(一)

Investigation about the Labor Supply Businesses of Hokkaido,
the Tohoku district before World War II, (1)

資料の解説

本資料は、戦前期、北海道並びに東北六県における職業行政事務を所管した青森地方職業紹介事務局が、昭和九年八月二十九日付中央職業紹介事務局の通牒「労力供給請負調査ニ関スル件」(発調第七〇号)に基づき、同事務局管轄下の職業紹介所(二十四カ所)を通じて労力供給請負業の実態を調査し、報告書として纏めたものである。はじめに本資料を紹介するに当たり、大正十年職業紹介法の制定から昭和十三年同法改正に至るまでの間、労力供給請負業(以下では、法律の用語に合わせるため、労務供給業ないし労務供給事業の名称に統一する)について行政サイドの議論と対応を述べた上で、本調査報告書の意義を明

らかにしたい。

片山 一義

周知のように、労務供給業は、営利を目的として労働者を他人に使用させる事業であり、わが国では古くから人入れ稼業、人夫供給業、労務請負業などと称され発展してきたものである。この事業は第一次世界大戦後から一九三〇年代にかけて、重工業における産業合理化の要請と、他方経済恐慌で排出された膨大な失業者群、および臨時・日雇労働者の大量創出という構造的失業を背景に、土建業、鋳業(特に炭鋳)、港湾荷役など伝統的な業種のみならず近代的な重工業を含むあらゆる産業にわたって増大した。そして、いわゆる「監獄部屋」問題、大規模工場への日雇・臨時工の導入、あるいは人夫名義の職工問題等を契機に社会問題化し、職業行政サイドにおいても労働力の需給調

整、労働力の適正な配置の観点から規整すべき事業として取りあげられるようになった。

例えば、大正十三年二月、職業紹介事業の運営改善に關して、中央職業紹介委員会は内務大臣からの諮問事項「現時ノ失業情況ニ鑑ミ職業紹介機關ノ機能ヲ一層發揮セシムルノ緊要ナルヲ認ム之ニ對スル適當ナル方策ニ關シ其ノ會ノ意見如何」(社発二部第四一号)に對し、「日傭労働の供給請負制度ノ改善を圖ルコト」を答申の一つに挙げた。同様に日傭労働者の職業紹介に關わり、大阪地方職業紹介委員会は、大正十四年三月内務大臣からの諮問「日傭労働者及俸給生活者ノ失業者ニ對スル職業紹介ニ關シ其ノ實績ヲ舉クルニ最適切ナル具體的方策ニ關スル其ノ會ノ意見如何」(社発二部第一七一号)に對し、日傭労働者の失業保護に關連して、次の如く答申している。

勞力ノ供給若クハ請負ニ從事スル者安ニ繩張りト稱シ一定ノ地域内ニ於ケル勞力ノ需給ヲ壟斷シテ公營労働紹介機關ノ機能ヲ妨クル所尠カラス故ニ勞力供給ニ關スル取締法規ヲ設ケテ其ノ取締ヲ嚴ニシ以テ公營労働紹介所ノ職能ヲ發揮スルニ努ムルコト

さらに昭和金融恐慌以降についてみると、昭和四年十二月、社会政策審議会長は内閣総理大臣からの諮問(社会政策審議会議問第一号「刻下經濟界ノ狀況ニ鑑ミ失業者救済ノ為施設スヘキ事項如何」)に對して十一項目の要綱を答申したが、このうちの「職業紹介機關ノ整備充實ニ關スル要綱」では「勞力供給、派出制度等職業紹介類似ノ行為ニ關スル取締規則ヲ制定ス

ルト共ニ失業者ノ弱點ニ乗スル不良行為ノ取締ヲ嚴ニシ失業者ノ保護ニ遺憾ナカラシムルコト」を提言した。そして内閣総理大臣は、かかる答申を受けて十二月二十四日、「成ル可ク之ヲ實施スルノ方針ヲ以テ調査ヲ進ム」旨閣議決定した。また、工場労働者の職業紹介に關連しても、昭和六年十一月、福岡地方職業紹介委員会は内務大臣からの諮問事項「管内ニ於ケル工場労働者ノ職業紹介ニ關シ一層其ノ實績ヲ舉クルニ有効適切ナル施設ニ關スル其ノ會ノ意見如何」(発社第一四四号)に對して、八幡製鉄所を擁する北九州地域の實情を踏まえ、次のような答申を行った。

第一、制度ニ關スル事項

一、職工供給人ニ依ル紹介ノ取締法規ヲ制定スルコト

管内北九州方面ニ於ケル機械器具、船舶車輛、金属工業、化學工業等ニ屬スル諸工場ニ於テハ現在尚舊來ノ慣習ヲ持續セルモノ多ク熟練工タルト不熟練工タルトヲ問ハス縁故紹介ニ依ルノ外職工供給人(職夫供給人、親方、人夫請負人)ノ斡旋ニ一任シ幾多ノ弊害ヲ醸成シツ、アルニモ拘ラス未タ革新ノ機運ニ至ラサルハ甚ダ遺憾トスルトコロナリ

斯クノ如キハ須ラク先ツ適當ナル取締法規ヲ設クルト共ニ一面工場主ノ自覺ヲ促シ工場所在地公共團體ノ奮起ト相俟チ職業紹介所ノ内容ヲ充實シ兩者相提携シテ速ニ弊風ヲ一掃スヘキモノト信ス
 こうした意見を踏まえ、実際に労働供給業に対する労働政策上の措置が講じられたのは昭和十三年(一九三八年)制定の改

正職業紹介法においてであった。同法は戦時動員体制下における労働力の適正な配置を図るため、職業紹介事業を国家の管掌事項に置く(職業紹介所の国営化)とともに、第八条で労働供給事業を地方長官の許可事業と定めた。そして同条二項に基づき厚生省令第一八号をもって「労働供給事業規則」⁽¹⁾が制定された。

これらの立法措置は、労働供給事業を法認し、その上で公営職業紹介所の補完的機能を果たすべく事業の規正を意図したものである。したがって、戦後職安法体制下の規制(禁止)措置とは性格が大きく異なる。とはいえ、全国的には何らの取締も統制規定もない状態に終止符を打ち、法律を適用して地方行政の監督下に置いたという意味では労働政策史上一つの画期をなす出来事であったと考える。

労働供給事業を法律の中に位置づける以上、少なくとも労働供給に関わる諸概念の検討(例えば、雇用、請負、委任あるいは労働力商品交換の媒介機能たる職業紹介など類似行為との区別と関連、さらには供給業者と労働者、注文主との複雑な三者間労働関係、使用者責任の検討など)は不可避である。また、実際に労働供給事業規則や施行細則を策定する場合でも、その前提として豊富でかつ詳細な実態把握は必要不可欠な作業である。

こうした行政サイドにおける理論面、実務面に関わる基礎的な検討作業の一環として実施されたのが、冒頭で記した中央職業紹介事務局通牒(昭和九年八月二十九日付発調第七〇号)による実態調査であったと考えられる。同通牒は、全国を地域ブ

ロックに分けて設置された地方職業紹介事務局宛に発せられ、各事務局は管轄下の職業紹介所又は関係労働紹介所を通じて、あるいは大阪地方職業紹介事務局のように関係府県警察機構の手も借りて、労働供給事業に関する実態調査を実施した。その結果は、これまで東京、大阪、名古屋、福岡の各事務局が取り纏めた調査報告書が謄写版の形で配布・保存され、そして公表されてきた。⁽²⁾

他方、北海道並びに東北六県の職業行政事務を所管した青森地方職業紹介事務局の同調査報告書については、これまで公表されることがなく、書誌データもないことから、その所在は不明であった。⁽³⁾ところが、北海道における官公庁の労働資料や労働運動史関連の一次資料が保管されている北海道労働資料センター(北海道経済部労働局雇用労政課所管)のいわゆる「赤澤文庫」⁽⁴⁾に残されていることが判明した。この報告書は、他地域のそれとは異なり謄写版ではなく、したがって複製された形跡はなく、青森地方職業紹介事務局専用の罫線用紙に手書き(直筆)されたものであった。保存の状態もそれほど良いとは思われないことから、貴重な資料であると判断し、本稿に掲載して残すことにした。

これまで労働者供給事業に関する研究では、戦前期の鉱業(特に炭鉱)、建設業、港湾運送業など特定の産業を中心に、そこで形成された特殊な労働組織や労働形態に着目して、かなり詳細な事実の解明や分析が進められてきた。炭鉱業の納屋制度、建

設業の「監獄部屋」や飯場制度、港湾運送業(荷役)の組頭制度に関する研究などはその典型である。しかし労務供給業の支配的な部門は、言うまでもなくそれらに留まらない。

政府が労務供給事業規則によって最初に蒐集した公式統計では、昭和十四年一〇月現在、全国で供給業者は二、四六一、所属労働者数一二万四、八〇五、供給延人員二一六万四、一九二(一月〜一〇月までの合計)であつた。⁽⁵⁾ ここにはあらゆる産業に亘たり、様々な職種において供給事業の展開がみられた。こうした供給事業の多様な実態について、「発調第七〇号」による全国労力供給請負業調査は、北海道から九州までの主要な都市を網羅し、しかも統一した時期と同一の調査方法を用いて、事業者名を含む詳細なデータと膨大な事実関係を明らかにした。

こうした調査は、他に類をみない貴重な一次資料である。また、先に指摘したように、この全国調査は職業紹介法の改正及び労務供給事業規則の策定にあつて、重要な基礎資料としての役割を果たしたと思われる。これらの点から、戦前期の労働政策史(あるいは職業行政史)研究においても、不可欠な資料であることは疑いない。

以下で紹介する「労力供給請負業ニ関スル調査」報告書では、目次の記載がない。しかし、内容的にみて大きく二つに分けられている。すなわち、本文にもあるように、「當局管内ニハ特殊ナル取扱業者ト見ラルベキ木材積取人夫供給業者ト鉱山労働者ノ供給業者トノ二種アリ此ノ両者ニ就キテハ特ニ職業紹介所ノ

調査ヲ末尾ニ詳述」するとして、これらは同報告書なかで別立ての扱いになっている。この「末尾ニ詳述」した「木材積取人夫供給業」(小樽市労働職業紹介所の調査報告書)と「鉱山労働者ノ供給業」(平町職業紹介所の調査報告書)については、次号で紹介する。本稿の表題を「青森地方職業紹介事務局『労力供給請負業ニ関スル調査』(一)」と数字を付したのはその意味である。

最後に、この調査報告書を掲載するに当たり、漢字表記については、原資料の内容を正確に残すため旧字のままとした。また、同一漢字について旧字と新字が統一なく用いられている箇所があるが、これらもあえて原文通りとした。

(1) この規則は、法の適用を受ける事業者の範囲、許可申請の手続、さらには兼業の禁止、事業活動に伴い弊害をもたらす行為(誇大又は虚偽の広告や揭示、所属労働者の意思に反した供給など十三点)の禁止、備えるべき帳簿類、罰則などを定めたものである。

(2) 東京地方職業紹介事務局『労力供給請負業ニ関スル調査』一九三五年六月、同『横濱港ニ於ケル仲仕労力供給請負業ニ関スル調査』一九三五年六月、同『東京市大島地方ニ於ケル工場雑役労力供給請負業ニ関スル調査』一九三五年六月、同『横濱地方ニ於ケル土木建設、工場雑役労力供給請負業ニ関スル調査』一九三五年六月、名古屋地方職業紹介事務局『労力供給請負業調査』一九三五年三月、大阪地方職業紹介事務局『労力供給請負業に関する調査』一九三五年九月、福岡地方職業紹介事務局『労力供給請負業に関する調査』一九三四年十二月。

(3) 昭和九年現在、職業紹介法第七条に基づく地方職業紹介事務局は他に長野と岡山にも設置されていたが、これら二つの事務局の報告書

も不明である。

(4) 戦前、北海道で長年職業行政の実務に携わった赤澤滋雄氏が収集・編纂した図書・資料類をいう。

(5) 労働省『労働行政史 第一巻』労働法令協会、一九六一年、七三八頁。

(6) 東京地方紹介事務局管轄下の関東六県で東京市を含む五〇市町、名古屋地方職業紹介事務局管轄下の六県で十六市町、大阪地方職業紹介事務局管轄下では大阪、堺、岸和田、京都、神戸の五市、福岡地方職業紹介事務局管轄下では八幡、福岡、長崎、佐世保を含む九都市、青森地方職業紹介事務局管轄では十六都市。

(7) 地方職業紹介事務局が実施した各調査では、基本となる調査事項(項目)が次の一八点で統一されている。

- 一、調査対象の供給事業者の概要(供給先業種別の事業者数供給労働者数、専業・兼業別区分など)
- 二、労力供給請負業者の沿革
- 三、供給業者と求人者との関係(請負契約の形式その他、供給方法、労働条件、求人者の供給業者を利用する理由)
- 四、供給業者と所属労働者との関係(労働者獲得(募集)の方法、労働者に対する統制組織、前借関係、宿泊施設、労働者の内容、就労現場における作業状態、不就労者に対する共済、生活保障の状況、その他)
- 五、供給請負による業者の収益方法(手数料、賃金の頭割)
- 六、労働者不足する場合の措置
- 七、不就労日数と季節的關係
- 八、福利共済施設
- 九、労働紛議
- 一〇、営利職業紹介業者との関係
- 一一、公益職業紹介所との関係
- 一二、労力供給請負業、労働下宿同業組合等組織の状況
- 一三、取締の状況
- 一四、供給請負の利弊
- 一五、将来への展望

- 一六、供給業者に対する意見
- 一七、その他参考事項
- 一八、添付参考資料

(かたやま かずよし 社会政策専攻)

(資料)

青森地方職業紹介事務局

『労力供給請負業ニ関スル調査』

一 調査ノ対象トナリタル地方

當局管内全般ニ亘リテ本調査ヲ必要トスルモ職業紹介所ノ現状ハ差當リ困難ト思料サレタルヲ以テ労力供給請負業者アリト認メラレタル管内各市及特殊産業ヲ有スル岩見澤及平岡町各職業紹介所等二十四ヶ所ニ對シ中央職業紹介事務局通牒ニ係ル調査事項ニツキ調査ヲ為サシメタリ

二 調査ノ結果

照會セル職業紹介所ノ調査報告ニ依レバ判明セル労力供給請負業者数ハ次表ノ如ク五百三十九名ニシテ前年度取扱就職者数ハ九十六万一千八百余人ニ達セリ而シテ此ノ労力供給請負業者ハ専業トスルモノアリト雖モ多クハ兼業ニシテ又専属ノ供給業者ト見做サル、モ常時努力ヲ供給スルモノ、ミニ非ラズシテ官公署公共團體ニ於テハ必要ニ依リ一定時

又ハ臨時的ニ勞力ヲ供給セシムルモノニシテ多クハ事業ノ着手ニ當リ其ノ都度勞力供給請負契約ヲ為スガ如シ尚上掲調査上判明セル勞力供給請負業者数並其ノ取扱就業者数ハ調査地方ニ於ケル全部ノモノニ非ラズシテ唯判明セルモノニ過ギザルヲ以テ管内ニ於ケル斯ノ種取扱業者並ニ之ニ依ル就職者数ハ蓋シ相當莫大ナルヲ窺知スルニ足ルベシ

次ニ調査ノ結果ニ依リ當局管内ニハ特殊ナル取扱業者ト見ラルベキ木材積取人夫供給業者ト鉱山労働者ノ取扱業者トノ二種アリ此ノ兩者ニ就キテハ特ニ職業紹介所ノ調査ヲ末尾ニ詳述シ其他ハ左ニ略述ス

管内ニ於ケル勞力供給請負業者調

調査 地方別	通信用		官公署		個人又ハ会社		木材積取		市電		林野局		計	前年度就職者数
	関係	係	関係	係	関係	係	関係	係	関係	係	関係	係		
札幌市	二〇	四九											六九	八〇、四九四
函館市													六〇	一四、八〇〇
小樽市													二〇	二五、三四一、四〇〇
旭川市	一	八三								六			一一五	三三、九五一
室蘭市													一〇	一六五、八〇〇
釧路市													一三	三三、一五四
青森市													九	九五、四一〇
八戸市													一三	一五、〇〇〇
盛岡市	一	二四											二六	二八、八七七
仙台市													一	三六、一〇〇
石巻市													三	三〇、〇〇〇
若松市													一	五三六
山形市													八	五〇、〇〇〇
鶴岡市													二	二九、五〇〇
酒田市													四	六、五〇〇
秋田市													七	不詳
計	三三	三六	三九	二五	九八	一〇五	六	七	一	五三	九	九六、八四二	七七	不詳

三 勞力供給請負業者ノ沿革

上掲鉄道、通信、官公署、公共団体、會社工場、其他個人業者ニ勞力供給請負業者ヲ利用スルニ至レル沿革トシテ見ルベキ資料ヲ得ラザルガ要スルニ工事着手ニ當リ一時ニ多数ノ労働者ヲ募集スルニ事業主直接ノ募集ハ経費其他不便トスル事情尠ナカラザルヲ以テ勞力ノ募集ハ自ら分業化シタルモノト又必要ニ応ジ何時タリトモ募集ニ便ズル為各地方ニ指定供給人ヲ指名若クハ互選セシムル方途ヲ講ジツ、アル公共団体又ハ鉄道、営林署関係方面ノモノト二種ニ発達シ来レルモノ、如シ然レドモ近時除雪水害等ノ臨時的需勞力若クハ匡救々濟の土木事業ノ如ク直營事業乃至勞力供給請負業者ヲ以テハ応急の工事ニ勞力ノ不足ヲ生ズルガ如キ場合ニ於テハ公益職業紹介所ノ利用ヲ為スニ至レル傾向漸ク増加シ来レルハ職業紹介事業ノ社会的進出上顕著ナル傾向ニシテ且ツ營利的勞力供給業者ノ退嬰ヲ窺フニ足ルモノナランモ當局管内ニ於テ尚斯種業者ノ勢力甚大ニシテ容易ニ供給機關ヲ統制シ難キ実情ナリ

四 供給業者ト求人者(注文主)トノ関係

調査判明セル程度ニ於テハ本項ノ事情明瞭ナラザルモ、求人者ノ主要業態ハ官公署及公共団体ヲ主トスル土木及營林ノ事業ナルヲ以テ注文請負ノ段階ハ極メテ簡單ニシテ前者ハ工事ヲ直營トスル場合ハ公益職業紹介所ヲ利用シ請負ト

スル場合ハ指名又ハ公入札ニ依リ供給人ヲ定メ指名ノ場合ハ其ノ地方ノ町村長ノ推薦セル者ニ対シ指名シ(例ヘバ米澤市附近ニ於ケル最上川改修工事ハ新深土木出張所経営ノ直營工事ナルガ之ニ使用スル勞力ノ供給ハ米沢市長推薦ノ指名供給人ニ依ルガ如シ)後者ハ地方部落居住者ノ推挙ニ依リタル代表者ヲ指名シ勞力ノ供給取纏メヲ為サシメツ、在リテ元請、下請等ノ段階ヲ認メザルガ供給人ハ工事施行上ノ世話役ノ地位ニ在ル場合アリ然レドモ管内北海道ニ於ケル土木労働者ノ供給業者ノ如キハ(土工殖民協会ヲ除ク)單ニ勞力ヲ供給スルノ他飯場ノ経営ヲ業トシ飯場ノ収入ノ他勞力供給ニ依ル収入ヲモ目的トスルモノアリ(北海道治水工事々務所ノ例)又函館市内ニ於ケル某会社工場人夫ノ供給ハ個人供給業者ト海陸在郷軍人団ヨリ成ル海軍班又ハ陸軍班ト称スル団体トヨリ供給サル、ガ何レモ当該會社工場ト特約セル供給業者ナリ

五 供給契約ノ形式内容

官公署及公共団体ニ於ケル供給契約ハ其ノ契約者ニ依リ多少ノ相違アルモ大体別紙添付ニ依ル様式ノ如クニシテ其ノ他ハ資料ヲ得ラレザルガ民間ニ於ケルモノハ特ニ定リタル形式ナキガ如シ

六 供給ノ方法

管内ニ於ケル供給業者ニシテ特ニ集會場所ヲ定ムルハ函館ドック会社ニ供給スル業者ト海陸兩軍人班トニシテ其他ハ現場ニ集合セシムルガ如シ而シテ前者ハ毎朝午前六時迄ニ當該會社門前廣場ニ各供給業者毎ニ集合セシメ点呼ヲシタル上其ノ日ノ求人人数ノ申込ヲ俟ツテ供給人又ハ軍人班ノ代表者ノ呼び出しニ依リ紹介サレ紹介サレタルモノハ当該會社ノ勞務係ニ引渡サル

又沖マタハ陸仲仕ノ如キハ多く求人ノ番屋ニ集合シ其ノ日ノ求人人数ヲ紹介サレ求人者ノ代理人(多くハ世話役)ヨリ作業ノ指図ヲ受ケ稼働ス尚供給労働者ノ配給ニ當リ適任者ヲ適當ナル作業ニ就勞配置サル、カハ判然セザルモ大体常備勞務者ニシテ相当長期ニ亘リ同一作業ニ就勞シ所謂「御出入」(顔付)連中ハ熟練労働者ニシテ雇傭者ノ仕事ニ對スル意向ヲ克ク熟知スルヲ以テ此ノ種ノモノハ常ニ優位ヲ占メ時ニ世話役トナリ或ハ割方ヨキ作業ニ従事シ或ハ特技ヲ必要トスル作業ニ使用サル、ガ如キ慣習ニ在リ

土木事業ニシテ災害其他大急ニ多数ノ勞務者ヲ要スルガ如キ場合ノ措置ニ付テハ例ヘバ從來鉄道ノ如キ或ハ營林署關係事業ノ如キニ供給スルモノハ常時手許勞務者ヲ宿泊所有スルモノニ非ザルヲ以テ青年団、在郷軍人會等ニ依頼スルヲ例トシタルガ本年ノ水害ニ當リ鉄道關係勞力供給人ニ於テハ青森市職業紹介所ニ依頼シ數百人ノ供給ヲ受ケタルガ

如キ新シキ示例ヲナセリ之近時ノ紹介所ニ於ケル日傭労働者ノ訓練ニ宜シキヲ得タル結果ト謂フベク今後ノ労力供給業者ニ対抗スルニ当リ考慮ヲ要スベキ重要ナル処ナリ又当局管内ニ於テハ現場ト労力供給業者所在地ト相当遠隔ナル場合アリ往時ノ蟯宿ト称スル宿泊機関ヲ要シタルモ此ノ結果ナラン而シテ如斯遠隔地ヘノ輸送ノ方法ハ極メテ周到ナル用意ヲナシテ行ハレ例ヘバ付添人ノ如キハ人員ノ多少ニ拘ハラズ必ズ付添ヒ多数ノ労働者ヲ一時ニ輸送スル場合ハ付添人モ亦從ツテ多数ヲ要スルガ如シ尚左ニ調査セル職業紹介所々在地方別ノ労働者募集状況ヲ表示シテ参考トス

労力供給請負業者ノ労働者募集方法調

調査地方別	募集方法
函館市	労力供給請負業者ニ依リ異ルモ各業者ニハ帳場、小頭ト称スルモノアリ、労力供給ノ要アルトキハ之等ニ直接募集セシメ又ハ其ノ出入ノ小供給業者ト聯絡ヲナシ募集ス
小樽市	木材積取人夫ノ募集ヲ除キ他ハ市内又ハ其ノ附近ヨリ募集シ多クハ人夫ノ集合所ニ於テ勧誘スルカ市内ノ要所ニ貼紙ヲ為シ又ハ人ヲ派シテ勧誘スルノ方法ヲ取ル
旭川市	土工部屋ニ募集スルモノ、他ハ市内ニ居住スル労働者ヲ呼出シ又ハ張紙ヲ為シテ募集スルノ他、職業紹介所ヲ利用スルモアリ
室蘭市	人夫ヲ要スル場合ハ常人ヲシ人夫ノ刈出シヲ為シ供給ス

七 労働条件

作業ノ種類ハ上述ノ調査範囲ニ於テハ特記スベキモノナク、

調査地方別	募集方法
釧路市	一時ニ多数ヲ供給スル場合ハ業者自ら若クハ其ノ使用人ヲシテ戸別訪問ヲナシテ勧誘シ又ハ市内要所ニ貼紙ヲナシ或ハ營利職業紹介業者ニ依ツテ雇備スルモ常時所謂手許人夫ト称スルモノアリ、必要ニ依リテハ何時ニテモ出役セシムル為、金銭物品等ヲ前貸シ家屋ノ貸与ヲ為ス等ノ方法ニ依リ一定ノ供給量ヲ有スルモノアリ
青森市	配下ノ常備人夫ニ命ジ募集ス
弘前市	人夫供給ノ要アルトキハ所謂子飼棒頭ヲシテ常ニ募集地盤タル町村ノ小頭ニ通達シ一氣ニ要員ヲ募集ス
八戸市	斯種業者ハ多ク土木建築請負又ハ船業ヲ營ムモノナルヲ以テ常備人夫ヲ有ス
盛岡市	通信局関係人夫ハ知人中ヨリ選抜採用シ、鉄道関係人夫ハ必要ニ依リ供給人ニ命ズルモ供給人ハ各地ニ配置アル人夫世話人ニ通知シテ募集ス
仙臺市	業者自ラ心当リヲ募集スルモ職業紹介所ヲ利用スルモアリ
石巻市	平素出入ノ労働者ヲ募集ス
若松市	殆ンド一定ノ人夫ヲ有スルヲ以テ特ニ募集スル事ナキモ必要ニ依リテハ農家ヨリ募集ス
山形市	最寄町村長、警察官、職業紹介所ニ依頼シテ募集ス
酒田市	遠隔地ニハ一定ノ重立者ヲ置キ必要ニ依リテハ之ニ募集セシメ近キハ自ラ募集ス
秋田市	青年団、在郷軍人分会等ニ於テ請負ヲ為スモノハ通報係ヲ置キ必要ニ依リ(主トシテ鉄道関係事業)労働者ヲ糾合シテ応募シ業者ハ常時出入人夫ト請負区間最寄団体ト例年供給契約ヲ為シ置キ必要ニ依リ出役シ得ル様手配シ置ケリ

八 求人者ノ供給事業者ヲ利用スル理由

調査報告中ニハ判然タル理由ヲ窺知シ難キモ久シキ間ニ於ケル縁故関係ト常時取引スル供給業者ハ其ノ雇傭主ノ事業ノ実施方法、労働者ニ対スル気分ヲ熟知シ居ルヲ以テ其ノ都度詳細ナル條件ヲ提示セザルモ大体適當求職者ヲ得タルニ支障ナキヲ信頼スルトニ在リ公益的職業紹介機関ノ利用ト信用トハ未ダ充分ニ普及セザルト一面特殊ナル屋外労働者ノ供給上必要ナル施設ヲ欠クニ非ラザルカ

九 供給業者ト所属労働者トノ関係

所謂手許人夫ト称スルガ如キモノハ労働者ノ生活ヲ或程度迄保証スルガ如キ慣習ヲ有シ例ヘバ就勞ノ機会ナキ場合ト雖モ必要ナル米、味噌ハ之ヲ供給シ要求ニ依リテハ前貸其他ノ立替拂ヲモ為スヲ以テ供給業者ノ勞力供給ヲ必要トスル場合ハ何時タリトモ其ノ需メニ応ズル覚悟ヲ有シ又其ノ債務上ノ義務ヲ之ヲ以テ果サントス
又供給業者ニ於テモ常時需要者ヲ開拓シテ手許人夫又ハ下宿人夫ノ供給ニ努メ失業ニ陥ラシメザル様努力シ自ラ主從ノ関係ヲ持続スルニ至ルモノナリ

一〇 供給請負ニ依ル業者ノ収益方法

斯種業者ノ取得スル収益ヲ見ルニ次ノ如シ

(イ) 賃銀立替手数料

調査地方ニ於テ判明スルモノ次ノ如シ

調査 地方別	賃銀立替手数料
函館市	賃銀ハ工事竣工迄立替契約ト同時ニ手附金ヲ徴収スルモノアリ、立替手数料ハ徴収セザルモ供給手数料中ニ含ム
小樽市	普通日払ナルモ立替払ノ為ニ手数料ナシ、只日払者ト月一回払者トノ相違ニ依リ賃銀ニ差等ヲ設ク
旭川市	供給手数料ヲ徴収スルモノハ立替手数料ナシ、又市内現場ハ日払、市外現場ハ十日乃至二十日払、宿舍其他米味噌ノ供給ヲ受クルモノハ月一回払トス
室蘭市	立替手数料トシテ一人一日金十銭ヲ徴収ス
釧路市	賃銀立替手数料ナシ
八戸市	五十銭ヨリ一円迄ノ日給立替払ニ対シ一日三銭ノ手数料ヲ徴収ス

(ロ) 人夫供給手数料

上掲ニ依レバ当局管内供給業者ハ雇傭主ヨリ徴集スルコトナク労働者ヨリ徴集シ其ノ額ハ最低五銭ヨリ最高二十銭ノ程度ト見ラル、ナリ而シテ徴収ノ方法ハ何レモ賃銀支払ノ際手数料ヲ差引クモノナリ
又此ノ供給手数料ハ所謂賃銀ノ頭刎ニシテ一般ニ之ヲ區別シテ解セザルモノ両者ヲ區別スルハ北海道土木労働者ノミナルモ其ノ額詳ナラズ

人夫供給手数料調

調査 地方別	官公署主トスルモノ			公共団体ヲ主トスルモノ			個人業者及倉庫工場 主トスルモノ			備考
	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	
旭川市	二割	五歩	一割							一割乃至三割ニ当ル
小樽市										十銭乃至二十銭ニシテ除雪人夫六七銭乃至十銭ヲ徴取ス 毎月賃銀ノ二、三割 働用具ノ世話代トシテ後払ス
釧路市										十銭乃至二十銭ニシテ除雪人夫六七銭乃至十銭ヲ徴取ス
青森市										五銭乃至十銭ヲ徴取ス
八戸市										一円ニ対シテ十銭ヲ徴取ス
盛岡市										普通一割以内
仙台市	一割									手数料ヲ認メズ
石巻市			一割七分							一日金十銭、半日八金五銭ヲ徴取ス
若松市										五銭乃至十銭徴取ス
山形市										額ハ不明
鶴岡市										
酒田市										
秋田市										

一 労働者不足セル場合ノ措置

業者ノ融和ニ依リ過不足ノ場合融通スルコトナシトセザルモ北海道地方ノ如ク季節的ニ勞力ノ集約ヲ要スル場合ハ之ヲ困難ト見ラル、ナリ唯小樽市内労働下宿人夫、函館市内番屋人夫ノ如キハ船舶ノ繁閑ニ依リ各業者間ニ於テ融通スルガ如キモ其ノ際ニ於ケル條件、方法ハ詳ラカナラザルナリ

又無所属労働者ノ掻集メハ労働者募集ノ項ニ於テ概述セルガ如ク張紙ヲナシテ一般労働者ニ特報スルカ、業者又ハ其ノ代理人ニ於テ直接戸別のニ勞務者ヲ問ヒ勧誘スルカ、勞務者ノ集合場ニ於テ勧誘スルカ或ハ又職業紹介所ニ求人申込ヲ為ス業ノ方法ニ依ルガ如シ

二 就勞日数ト季節的關係

當局管内殊ニ北海道ハ十二月ヨリ翌年三月ニ至ル四ヶ月間ハ屋外労働ハ森林労働者及除雪人夫ノ他ハ殆ンド無ク從ツテ其他ノ期節中ニ各種ノ土木事業ヲ起興スルヲ以テ季節的ニ支配セラル、傾向著シク、タメニ多少ノ小雨ノ日モ屋外労働ニ従事スルニ慣ラサル、ヲ以テ内地ニ於ケル一ヶ月稼働数ニ比シ比較的日数多ク又就勞時間長シ尚マタ東北地方ニ於テモ冬季積雪間ニ於ケル土木事業乃至其他ノ勞力供給事業ハ北海道ト同様ナルヲ以テ冬季間関東、関西方面ヘ屋外労働者トシテ出稼シ勞力流動ノ傾向ナルガ其他ノ期間ノ稼働日数ハ内地一般ト殆ント差異ナキガ如シ

三 福利共済施設

供給業者ニシテ福利共済施設ヲ有スルモノ殆ンドナシ而シテ宿泊施設ニ付キテハ積取人夫ニ属スルモノハ後記スルモ其他ハ番屋ト北海道治水工事々務所ノ指名ニ依リ供給ト飯場両者ヲ營ムモノトニシテ何レモ一日ノ飯場料ヲ定ムル有

料ナリ而シテ番屋料ハ支給賃銀中ヨリ毎月ノ清算日ニ差引カレ飯場ニ於ケルモノ亦同様ナリ尚労働用具ヲ貸与スルモノナシトセザルガ多クハ之ガ備付ナキガ如シ

一四 労働紛議

調査報告中ニ資料ナシ

一五 營利紹介業者トノ関係

營利紹介業者ニシテ勞力供給業者トノ聯絡ヲ執ルモノ多クシテ勞力需要期ニハ両者ノ活動盛ナリ之營利紹介業者ハ求職者ノ宿泊ヲ禁ジラレルニ反シ勞力供給業者ハ法制上未ダ如斯制限ナキヲ以テ飯場、番屋其他ノ労働下宿乃至宿泊ヲモ講ジ得ルヲ以テ両者ハ此ノ施設ヲ利用スルニ於テモ便宜ナリ

一六 公益職業紹介所トノ関係

前述セルガ如ク無所属勞務者ノ掻集メノ為ト応急的ニ勞力ヲ一時ニ多数ヲ必要トスル場合ハ求人ノ申込ヲ為シツ、ア唯公益職業紹介機関ノ有利トスル処ハ常時登録労働者ヲ相当多数有シ其ノ訓練ニ依リテハ比較的迅速ニ供給ノ途ヲ講ジ得ルト又地方ニ於ケル職業紹介所ノ登録労働者ハ多ク家族持ナルヲ以テ思想穩健ニシテ作業上頗ル真面目ナルハ之

ヲ利用シタルモノ、克ク知ル処ニシテ大都市ニ於ケル独身ニシテ労働下宿生活ノ登録労働者トハ全ク其ノ趣ヲ異ニスル処ナリ

曾ツテ未ダ北海道土工殖民協會ノ設立ナク職業紹介機関ニ於テ北海道行キ土工夫ノ移動紹介ニ全然着手セザリシ時代ニ於ケル青森駅前附近ニハ勞力供給業者タル人夫世話人数アリ又函館棧橋附近ニハ所謂蛸宿ト称スル北海道行土工夫ヲ宿泊セシムル特殊ノ旅人宿多カリシガ近時職業紹介所ノ發達ト宿泊所ノ經營トハ殆ンド其ノ蔭ヲ絶ツニ至リタルガ如キハ公益職業紹介機関發達ノ然ラシムル処ト謂フベシ

一七 取締ノ状況

供給業者ニ対スル警察官署ノ取締ノ方進ニツイテハ特記スベキモノナシ

一八 供給請負ノ利弊

事業經營者ト勞力供給請負業トノ関係ハ容易ニ解消セラレベキ氣運ニ至ラザル現在ハ其ノ利弊ノ極メテ勞力供給ヲ統制シ産業上ニ助成スル方途ヲ講ズルハ緊要ナル事ナリ而シテ其ノ利益ト見做サル、重ナル点ハ

- 一 海陸仲仕其他特殊技能ヲ有スル勞務者ハ勞力供給業者ト永年ノ縁故關係ニ依リ殆ンド主役ノ如キ状態ニ在リ從ツテ仕事ヲ欠キ収入少キ場合或ハ家族ニ不幸ヲ生ジ

タル場合ハ生活上ノ支援其他ノ賄上ニ差支ナキ援助ヲ惜マズ

二 何レノ地方ニ流浪スルモ供給業者ヲ訪フトキハ無條件

ニテ寄食シ其ノ間何等カノ仕事ニ就職斡旋ス

三 供給業者間ニハ比較的迅速ニ行ハル、聯絡方法アリ

特ニ契約的取替セナキモ信用取引ヲ以テ差支ナシ

四 必要ニ依リテハ或程度ノ前借ヲナシ得

次ニ弊害ト見做サル、重ナルモノ次ノ如シ

一 勞務者ノ意思ニ反スル作業ト雖モ供給業者ヨリ一度恩

顧ヲ受クルトキハ絶対的服従の義務ヲ負フ

二 業者ノ努力融通取引ハ勞務者ヲ商品的取扱ヲ為シテ勞

務者福祉ヲ顧ミズ

三 解雇ノ場合比較的冷遇ナリ

四 供給手数料高率ニシテ勞務者ノ取得賃銀ヲ減殺ス

五 文化的施設ヲ考慮セズ

六 労働量比較的加重ナリ

一九 将来ノ展望

若シ現在通り其ノ儘放置スルモ業者ハ将来増加スルモノト

ハ思料セラレザルモ特殊の労働者ヲ取扱フ業者ハ相當永続

スルモノト認めラレル

二〇 供給業者ニ対スル意見

斯種業者ノ存在ハ各種事業ノ遂行上欠クベカラザル要位ニアリタル事ハ言ヲ俟タザル処ナルガ公益職業紹介機関ノ発達ニ伴ヒ労働市場ノ統制上能フ限り速ニ法制上ノ取締ヲナシ弊害ヲ芟除スルト共ニ差当り職業紹介機関ニ於テ施設シ能ハザル飯場番屋ノ制度ヲ改善シ配給上ノ調節ニ関シテハ職業紹介機関ト聯絡セシメ營利の手数料ハ有料紹介所程度ニ公定シ頭刎制度ヲ禁止スル等ノ方途ヲ講ジ其ノ經營所、經營者、氏名、取扱人員等ハ職業紹介機関ニ於テ常ニ知悉シ得ル途ヲ拓クヲ緊要ト思料ス

二一 添付参考資料

一 札幌通信局人夫供給請負契約書

二 札幌保線事務所職工人夫供給請負契約書

三 小樽市勞務供給條項付勞力供給契約書

四 小樽市失業救済土木工事職工人夫使役取扱手續

五 旭川保線区職工人夫供給請負ニ関スル件

附全上職工人夫供給請負契約書

六 旭川土木事務所人夫供給契約書

七 旭川電気軌道株式会社除雪人夫供給請書

八 帝室林野局人夫供給請書

九 釧路築港事務所公共団体トノ契約書

一〇 青森縣土木工事地元住民並団体請負規則

- 一一 仙臺通信局人夫荷馬車供給請書
- 一一〇 仙臺鉄道局工事請負契約書
- 一一〇 青森營林局人夫供給請負見積書
- 一一一 青森保線事務所工事雇備請負請書
- 一一二 帝室林野局人夫供給承諾書
- 一一三 盛岡郵便局勞力請負契約書案抜粹
- 一一四 盛岡保線事務所職工人夫隨時雇備請負請書
- 一一五 全上除雪人夫供給請負請書
- 一一六 仙臺鉄道局秋田保線事務所全上